

主要裁判例における 「契約内容の一方的・定型的決定・事業組織への組み入れ」一覧

参考資料No.5

(第3回労働基準法における
「労働者」に関する研究会資料2-7)

1. 契約内容の一方的・定型的に決定①

・「具体的な開始時刻や終了時刻は、本件会社が一方的に決定してテストライダーに告知しており、その決定に契約ライダーが関与することはなかった…。」(拘束性の有無)

(14_ 国・津山労基署長(住友ゴム工業)事件・肯定)

・「具体的な業務内容である勤務シフトは、Y側が一方的にシフト表を作成し(具体的にシフト表作成の事務を行っていたのはXらであるが、シフト表に従った勤務を命じているのはYである。…)、シフト表に従った勤務をできないときは、Yの許可が必要であり…、許可なしに勤務しなかった場合には、…最高で1日2万円の制裁が科される。」(諾否の自由の有無)

(20_ ミヤイチ本舗事件・肯定)

・「セラピスト側で各セラピストの希望を反映したシフト表を作成し、仮に稼働予定を調整する必要が生じた場合であっても自主的に調整した上で、エリアマネージャーにシフト表を提出していたことが認められ…、エリアマネージャーが一方的にシフト表を作成したり、セラピストが提出したシフト表を変更したりすることはなかったものと認められる。」(拘束性の有無)

(28_ リバース東京事件・否定)

・「報酬等の定め方について個々のメッセンジャーとYとの間で交渉が持たれた経過があるともいえない。」(事業者性の有無)

(29_ ソクハイ(契約更新拒絶)事件・否定)

・「業務において乗っていた車両は、Yが代金を支払って購入したYの所有にかかるものであり、Yは、Xの給与から、購入代金相当額をXと協議することなくYが一方的に決定した方法によって月々差し引くことによって、購入代金の回収ないし償却を行っており、…。」(事業者性の有無)

(35_ 日興運送事件・肯定)

・「報酬額及びその算定方法は、Yが決定して委託契約者に示しており、委託契約者は、これらについて、Yと交渉することはなかった。」(事業者性の有無)

(42_ アサヒ(急配運送)委託契約解除事件・肯定)

1. 契約内容の一方的・定型的に決定②

・「本件契約においては、募集の段階であらかじめ報酬額が定められており、各楽団員に報酬額についての交渉の自由はなく、演奏（パレードも含む、以下同じ。）回数、演奏日程及び日時、演奏場所、演奏曲目、演奏順、楽団員の編成、ソロの演奏等はYにおいて一方的に決定され、演奏曲目を除いて楽団員側にこれらの決定権限は一切なく、Yの準備した楽器及び備品を使用することができ、降板の際の代役もYで準備することとなっていたなど、各楽団員はいずれもYの指揮監督下に業務を行っており、・・・。」（未分類）

（46_ チボリ・ジャパン（楽団員）事件・肯定）

・「報酬等の約定についてXらとYとの間で特段の交渉はされず、Yの一方的に提示した契約内容をXらが受け入れる形で契約が締結された。そして、各業務形態についての報酬体系は後記（7）のとおりであり、これらの報酬については、XらとYとの交渉によって変更されることもあったが、原則としてYにおいて一方的に制定・変更されていた。」（未分類）

（50_北浜土木碎石事件・肯定）

2. 組織への組み入れ

・「業務時間も週4時間に限定され、委嘱料も時間給として設定されていたことに鑑みれば、本件各講義において予定されていた授業への出席以外の業務をYがXに指示することはもとより予定されていなかったものと解されるから、Xが、芸術の知識及び技能の教育研究というY大学の本来的な業務ないし事業の遂行に不可欠な労働力として組織上組み込まれていたとは解し難く、Xが本件契約を根拠として上記の業務以外の業務の遂行をYから強制されることも想定されていなかった。」(指揮監督の有無)

(02_国立大学法人東京芸術大学事件・否定)

・「Yは、Xが、Yの加工機械を使用して金属資材を加工するという作業の性質上及び安全確保の必要上、勤務場所及び勤務時間が制約されたにすぎないと主張するが、むしろXは、…Yの組織に組み込まれて、加工部門のチーフ的な立場で、他の従業員と一体として仕事を分担して業務遂行を行っていたものであると認められ、上記Yの主張は採用できない。」(拘束性の有無)

(37_国・西脇労基署長(加西市シルバー人材センター)事件・肯定)

・「Yは、Xを含む右職人らをYの指揮監督下において、その提供する労務をYの事業運営の機構の中に組み入れているものであり、また、Xに支払われた報酬は、もっぱらXが提供した労務のみに対する対価とみることができ、しかも、Xは、Yから本件契約を解消されるまで専属的にYに労務を提供し、Yからの報酬のみにより生計を営んでいたこと等の事情が認められるから、XとYとの間には実質的な使用従属関係があったというべきであり、本件契約は労働契約と認めるのが相当である。」

(49_丸善住研事件・肯定)

・「Yの経営政策上、Xらを備車運転手として形式上はY会社の組織外におきつつ、なおその労働力を把握しておく必要があることに基づくものであり、前記に認定したYの営業目的、本件契約における業務形態及び同契約の継続性に照らせば、Xらの提供する労務はYの事業にとって必要不可欠のものとして、YはXらの労働力を自己の事業運営の中に機構的に組み入れているものといえることができる。」(未分類)

(50_北浜土木碎石事件・肯定)